

日本介護福祉士会会則 1

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本介護福祉士会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区虎ノ門1-21-17虎ノ門NNビルに置く。

(目的)

第3条 本会は、介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識・技術の普及を図り、もって国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉の向上と開発改善に資する事項
- (2) 介護福祉を通じて、社会福祉の増進に資する事項
- (3) 介護福祉士の資質向上に関する研修会等の開催に関する事項
- (4) 介護福祉士の教育機関に協力し、教育の向上に資する事項
- (5) 介護福祉に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事項
- (6) 介護福祉士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事項
- (7) 都道府県介護福祉士会相互の連絡調整に関する事項
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、全国を区域とし、原則として、都道府県介護福祉士会の会員をもって組織する。但し、介護福祉士会の未設置都道府県にあっては、会の目的趣旨に賛同する個人も加入することができるものとする。

(種別)

第6条 本会の会員は正会員、賛助会員及び名誉会員とする。

(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第42条の規定により介護福祉士として登録した者であって本会の目的趣旨に賛同し、会費を納入した者

(2) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体であって、かつ理事会の承認を得た者

(3) 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得た者

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 入会が認められた正会員及び賛助会員は、1カ月以内に入会金及び会費（賛助会員については入会金を除く）を納入しなければならない。

(退会)

第9条 本会の会員は、次の各号に該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 会員が、社会福祉士及び介護福祉士法第32条の規定により登録を取り消されたとき、又は登録を抹消したとき。
- (4) 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉をき損し、又は本会の目的趣旨に反する行為があったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えな

日本介護福祉士会会則 2

ければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員をおく。

理事 15名以上20名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、5名を副会長とする。

(役員を選出)

第13条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選出する。

2 会長、副会長は、理事会において互選する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集をすること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会に

おいて3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

第4章 総会

(種別)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、代議員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定及び事業報告の承認

(2) 収支予算の決定及び収支決算報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 代議員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(代議員選出)

第21条 代議員は、総会の定める所により都道府県介護福祉士会において選出する。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第20条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

日本介護福祉士会会則 3

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、代議員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、代議員の3分の2以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数、出席者及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 開催目録、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

る事項

(開催)

第30条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条間での規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「代議員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 都道府県介護福祉士会

(都道府県介護福祉士会)

第34条 本会の支部組織としての都道府県介護福祉士会は、本会の目的趣旨に賛同している団体であり、理事会の承認を受ける。

2 都道府県介護福祉士会は、本会の事業の円滑な実施及びその地域住民の介護福祉サービスの充実並びに介護福祉士の資質の向上のため必要な事業を行うものとする。

第7章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第35条 本会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与に関する事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入

日本介護福祉士会会則 4

(5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決によって別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算書)

第39条 本会の事業計画及びこれに伴う予算書は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算)

第41条 本会の事業報告及び収支計算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第43条 この会則は、総会において代議員総数の3分の2以上の議決を得なければ、変更することができない。

(解散)

第44条 本会は、総会において正会員総数4分の3以上の議決を得て解散する。

第10章 補則

(委任)

第45条 この会則の施行について必要な事項は、会則で定めるもののほか、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1. この会則は、本会の設立総会の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び予算書は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成7年3月31日までとする。